

尾張旭市監査公表第19号

平成30年4月27日付け尾張旭市監査公表第11号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

企画部人事課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>予防接種委託業務において、随意契約公表の事務手続きが適切に行われていない。</p> <p>随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。</p>	<p>随意契約ガイドラインに沿い、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えたときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うよう改善します。</p>
<p>出納員・現金取扱員ファイルにおいて、保存期間の異なる文書が混在している。</p> <p>尾張旭市文書取扱規程第25条及び第26条により、完結文書は保存期間及び種別により区分整理する必要がある。</p>	<p>保存期間が異なっている文書が混在しているファイルについて、保存期間ごとのファイルを作成し、文書を区分整理しました。</p> <p>今後においても、適切な文書取扱いを行います。</p>